

大阪市水道事業管理規程第17号

大阪市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

大阪市水道局職員就業規程（平成5年大阪市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<u>（趣旨）</u> <u>第1条 この規程は、大阪市水道局の一般職の企業職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇、服務その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>第2条 削除</u> <u>（勤務時間）</u> <u>第3条 職員（会計年度任用職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計</u>	<u>（目的）</u> <u>第1条</u> 大阪市水道局職員の勤務条件、服務その他の就業に関する事項については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 <u>（用語の定義）</u> <u>第2条</u> この規程において、職員とは、大阪市水道局長（以下「局長」という。）の任命による一般職に属する職員（臨時に雇用される者及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を除く。以下第15条までにおいて同じ。）をいう。 <u>（勤務時間）</u> <u>第3条 職員の勤務時間</u> は、第6条第1項第2号及び第3号に規定する休日のある週（土曜日から金曜日までの7日をいう。以

年度任用職員及び法第22条の3第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。第17条において同じ。）を除く。以下第15条までにおいて同じ。）の勤務時間（第3項から第6項までに規定する勤務時間を除く。）は、第6条第1項第2号及び第3号に規定する休日のある週（土曜日から金曜日までの7日をいう。以下この条において同じ。）を除く1週間について、休憩時間を除き、38時間45分とする。

2 前項に規定する勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前9時から午後5時30分までとする。ただし、業務上必要があると認める場合には、大阪市水道局長（以下「局長」という。）は、勤務時間の割振りを変更することができる。

3 交替勤務等特別の勤務に従事する職員の勤務時間（次項から第6項までに規定する勤務時間を除く。）は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（業務の性質その他の事由により特に必要な場合にあっては、法令により認められた時間）を超えない範囲内において、局長が定める。

4 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間ま

下この項において同じ。）を除く1週間について、休憩時間を除き、38時間45分とする。

2 前項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前9時から午後5時30分までとする。ただし、業務上必要があると認める場合には、局長は、勤務時間の割振りを変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、交替勤務等特別の勤務に従事する職員の勤務時間については、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（業務の性質その他の事由により特に必要な場合にあっては、法令により認められた時間）を超えない範囲内において、局長が別に定める。

4 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項又は前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき

での<u>範囲内</u>において、局長が定める。 5 <u>育児短時間勤務職員等（育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員をいう。以下同じ。）の1週間当たりの勤務時間は、育児短時間勤務等の内容（当該承認を受けた育児短時間勤務の内容又は同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容をいう。以下同じ。）に従い、局長が定める。</u> 6 <u>育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内において、局長が定める。</u> 7 <u>第3項から前項までに規定する勤務時間の割振りは、局長が行う。</u> (年次休暇) 第10条 〔略〕 〔2～8 略〕 9 年次休暇は、所定勤務時間を単位とする。	1週間当たり15時間30分から31時間までの<u>範囲内</u>で、局長が定める。 5 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務又は同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、局長が定める。</u> 6 <u>育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項又は第3項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、局長が定める。</u> 7 <u>前4項の勤務時間の割振りは、局長が行う。</u> (年次休暇) 第10条 〔同左〕 〔2～8 同左〕 9 年次休暇は、所定勤務時間を単位とする。
--	---

ただし、特に必要があると認められるときは、半日（所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で局長が定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を越える時間数で局長が定めるもの）をいう。）又は1時間を単位とすることができる。

[10～12 略]

（特別休暇）

第12条 局長は、次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

[(1)～(5)の3) 略]

(5)の4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

[(6)～(13) 略]

2 第10条第9項及び第10項の規定は、前項第5号の4、第6号の4、第10号及び第11号の2から第11号の4までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、第10条第9項ただし書中「半日（所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で局長が定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を越える時間数で局

ただし、特に必要があると認められるときは、半日（所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で局長が別に定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を越える時間数で別に定めるもの）をいう。）又は1時間を単位とすることができる。

[10～12 同左]

（特別休暇）

第12条 [同左]

[(1)～(5)の3) 同左]

[新設]

[(6)～(13) 同左]

2 第10条第9項及び第10項の規定は、前項第6号の4、第10号及び第11号の2から第11号の4までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、第10条第9項ただし書中「半日（所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を越える時間数で別に定めるもの）

長に定めるもの)をいう。)又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。 (会計年度任用職員等の勤務時間等) <u>第17条</u> 会計年度任用職員等の勤務時間、休日、休暇等については、別に企業管理規程で定める。 附 則 [1～3 略] [削る] [削る]	をいう。)又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。 (臨時に雇用される者及び会計年度任用職員の勤務条件等) <u>第17条</u> 臨時に雇用される者及び会計年度任用職員の勤務条件、服務その他の就業に関する事項等については、局長が別に定める。 附 則 [1～3 同左] (特別休暇の特例) <u>4</u> 平成23年4月23日から同年12月31日までの期間における第12条第1項第5号の3の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日(大阪市水道局長が定める場合にあっては、7日)」とする。 (令和4年度における特別休暇の特例) <u>5</u> 令和4年度における第12条第1項第12号の規定の適用については、同号中「9月30日」とあるのは「10月31日」とする。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程による改正後の大阪市水道局職員就業規程(以下「改正後の規程」という。)第12条第1項第5号の4(次項及び附則第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び附則第5項において同じ。)の規定による特別休暇の請求及び承認その他の行為は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同号並びに改正後の規程第14条及び第16条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間における改正後の規程第12条第1項第5号の4の規定の適用については、同号中「4月1日」とあるのは「6月1日」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、令和6年4月1日から施行日の前日までの間に職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和6年大阪市人事委員会規則第11号）による改正前の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項第11号の6の規定に基づく職務に専念する義務の免除（以下「旧規定による職務免除」という。）をされた職員に対する改正後の規程第12条第1項第5号の4の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「、5日から令和6年4月1日から同年5月31日までの間における職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和6年大阪市人事委員会規則第11号）による改正前の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項第11号の6の規定に基づく職務に専念する義務の免除をされた期間を除いた期間」とする。
- 5 施行日前に行われた施行日以後の期間についての旧規定による職務免除の承認は、改正後の規程第12条第1項第5号の4の規定による特別休暇の承認とみなす。